

鳥取県告示第 289 号

平成 20 年 6 月 1 日に執行する米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 21 条第 3 項の規定に基づく異議の申出がなく、当該選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、同令第 22 条第 1 項及び第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行地区内の宅地の所有者が選挙すべき委員の数 8 人
- 2 施行地区内の宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 なし